

2006年1月5日

産業構造審議会情報経済分科会
ルール整備小委員会 事務局 御中

特定非営利活動法人
消費者機構日本
理事長 品川 尚志

「電子商取引等に関する準則（改定案）」に関する意見

今回の「電子商取引等に関する準則（改定案）」のうち、「インターネット・オークションと特定商取引法」について以下、意見を申し述べます。

1. 改定案において、「インターネット・オークションを通じて販売を行っている場合であっても、営利の意思を持って反復継続して販売を行なう場合は、法人・個人を問わずに事業者該当し、特定商取引法の規制対象となる。」という考え方を維持されている事について、支持いたします。

2. 今回の改定のポイントは、出品者が販売業者に該当する場合の例示が加筆された点です。現在の準則では、「同一の商品を1ヶ月に100個出品するといった場合は、一般に、事業者による取引と考えられる。」と例示されているのみですが、今回は、「すべてのカテゴリー・商品」について、「①1ヶ月あたり200点以上又は一時点において100点以上の商品を新規出品している場合、②落札額の合計が1ヶ月あたり100万円以上である場合、③落札額の合計が過去1年間に、1000万円以上である場合」といった例示がされています。また、消費者トラブルの多い「特定のカテゴリー・商品について」も、販売業者と考えられる出品点数が例示されています。

販売業者に該当する場合の事例を明示する場合は、これに該当しなければ販売業者ではないという反対解釈がうまれるおそれがあります。本改定案においてもその点を考慮した但し書きが添えられていますが、この但し書きがあつたとしても、トラブルの発生の際には、販売者側が、記載された事例をたてにして、特定商取引法の対象ではないことを主張することも考えられます。

そのような点を考慮すると、明示する事例には、オークションの実状をふまえた十分な根拠が必要です。しかし、今回の改定案の意見募集にあたっては、その根拠が示されていないので、消費者としての感覚から、下記の事項について検討を求めます。

(1) 現在の準則の「1ヶ月に100個出品」という例に比べて、改定案の「1ヶ月あたり200点以上又は一時点において100点以上の商品を新規出品」という例は、事業者該当する水準を緩和しているものです。ネットオークションのトラブルは後を絶たない状況であり、現時点で、特定商取引法の対象となる水準を緩和することは疑問です。

むしろ、現在の準則の「1ヶ月に100個出品」という例をさらに少ない出品数としたり、加えて年間の出品点数の例を提示するなど、より厳格な規定とすべきで

す。その上で、その水準を越えて出品しているが営利を目的とした継続的行為でない場合には、営利活動でないことを、本人が立証するようにすれば良いと考えます。

- (2) 落札額の合計が1ヶ月100万円、年間1000万円という基準も、一般的な消費者の感覚から言えば高額であり、家計の補助となる程度の金額に引き下げるべきと考えます。
- (3) 特定のカテゴリー・商品については、同一商品を一時点において複数出品することは、事業行為でなければ考えにくいと思います。例えば、家電製品について同一商品を一時点において5点以上出品という例は、もっと厳しくするべきではないでしょうか。また、チケット等については、施設利用権のようにいつでも使用できる性格のものと、コンサートやスポーツの試合などのように日時が限定されているものとは、基準が異なってしかるべきです。特に後者については、ダフ屋まがいの行為を許さないためにも、より厳格な水準とすべきです。
- (4) この他にも、出品している物が、中古品か新品かも、営利行為かどうかを区分する一つの指標となりうると考えます。新品の同一品目を複数出品できるのは、事業行為として行っているからであり、消費者間取引とは考えられません。

3 インターネット事業者に対して、同一人が複数IDを取得することの排除を求めていることは妥当と考えます。さらに、何社かのサイトを利用することで、事業行為でないことを装って大量出品することも可能ですので、インターネット・オークション事業者の責任において、その点に関する防御もしくは監視を行なうシステムの検討が必要と考えます。

4. さらに、販売業者に該当すると考えられる個人・法人に対して、国・関係機関・事業者が、特定商取引法の義務について情報提供し啓発をはかることが、消費者保護ならびに電子商取引の健全な発展のために重要であることを申し添えます。

以上

この件に関する連絡・問い合わせ先

消費者機構日本（担当 磯辺）

住所：東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ 6階

電話：03-5212-3066 FAX：03-5216-6077

電子メール：webmaster@coj.gr.jp

ホームページ：www.coj.gr.jp